須坂市議会議員一般知事選挙に係るポスター掲示板作成並びに設置・撤去業務委託

仕　様　書

1　目的

令和９年２月 10 日任期満了に伴う須坂市議会議員一般選挙の執行にあたり、選挙期間中に候補者ポスターを掲示するためのポスター掲示板の作成、設置、保守及び撤去を行う。

2　設置期間等

(1) ポスター掲示板の設置

掲示板の設置開始は、令和９年１月５日からとし、令和９年１月 29 日までに完了すること。

(2) ポスター掲示板の撤去

掲示板の撤去は、投開票日の翌日から起算して 10 日以内に完了すること。

なお、当該選挙が無投票となった場合は、選挙公示日の翌日から起算して５日以内に撤去を完了すること。

3　作成に係る仕様

(1) 材質等について

選挙期間中に候補者ポスターを掲示するための充分な耐久性を有するもので、押しピン・添付用テープ等で当該ポスターを固定しやすく、剥離しにくいものであり、次のいずれかを満たすものであること。

① 再生パルプ耐水ボード　厚さ 3.5 ㎜以上であるもの。

② 上記①と同等以上の性能を有しており、環境に配慮したものであるもの（着工までに耐水性等について過去の実績及び製品見本を事前に選挙管理委員会に提出すること）。

(2) 裏面部分について

裏面周囲に 3.0 ㎝以上の角材（古材可）の骨入れ、又は四方にアルミ枠の固定をすること。角材の場合には、45.0 ㎝に 1.9 ㎝のスクリュー釘打ち（ホチキス止め不可）とする。

(3) 区画数等について

ア　ポスター掲示板の区画数は「３段・27 区画」とし、選挙名等の表示欄（注意書欄）を設けること。

※　区画数は立候補予定者数の状況により変更する可能性がある。その場合、落札者は選挙管理委員会と協議のうえ対応すること。

イ　区画線は幅 1.5 ㎝、区画番号は 10.0 ㎝角の算用数字とし、黒色の油性塗料を使用すること。

ウ　選挙名は、「須坂市議会議員一般選挙」で作成すること。

エ　投票日は「赤色」の表示とし、日付は２月７日（日）で作成すること。

ただし、日付について直接印刷以外の方法（耐水性のあるシール貼付等）を採用したい場合は、事前に協議のうえ選挙管理委員会の了承があれば認めるものとする。

(4) 図面の提出について

設置予定の掲示板の図面を事前に示すこと。

4　設置に係る仕様

(1) 設置期間は、上記の２(1)のとおり。

(2) 設置場所は、須坂市内115か所とする（別紙のとおり）。

(3) 設置完了後は、全設置箇所の画像を添付した設置完了報告書及び画像データを選挙管理委員会に提出すること。

(4) 設置場所については、選挙管理委員会において、設置承諾を得た場所であることから、設置の際には既存建造物等に毀損汚損等のないように細心の注意を払って設置すること。

(5) 設置の際は、設置タイプ別に指定された方法とし、強風雨等により倒壊・損壊や飛散のないよう設置すること。

(6) 設置の際は、必ず所有者、占有者、管理者等のいずれかに当該設置の旨を告げ、選挙管理委員会の指示に基づいて設置するものとする。

(7) 設置の際に埋設物や工作物、植込等の毀損汚損等が生じた場合には、直ちに修復するとともに選挙管理委員会に報告すること。

(8) 設置後に、ゴミ・針金等を残さないように注意すること。

5　保守に係る仕様

(1) 設置後から撤去までの期間は、適切な保守管理に努め、ポスター掲示板が倒壊、損壊、飛散、汚損したり、掲示板にたわみやひび割れ等が生じるなど異状が発生した場合は、遅滞なく請負事業者において原型に復旧させること。

(2) ポスター掲示板の設置後において、掲示板の移動が必要な場合は、選挙管理委員会が指示する場所に速やかに移動すること。

6　撤去に係る仕様

(1) 撤去期間は、上記２(2)のとおり。

(2) 撤去完了後は、全設置箇所の画像を添付した設置完了報告書及び画像データを選挙管理委員会に提出すること。

(3) 撤去後の当該ポスター掲示板については、請負事業者において運搬し処分すること。

(4) 撤去の際においても、必ず所有者、占有者、管理者等のいずれかに当該設置の旨を告げて撤去するものとする。

(5) 撤去の際に埋設物や工作物、植込等の毀損汚損等が生じた場合には、直ちに修復するとともに選挙管理委員会に報告すること。

(6) 撤去の際は、必ず設置前の状態に復旧すること。

(7) 撤去後に、ゴミ・針金等を残さないように注意すること。

7　入札金額

ポスター掲示板の作成、設置、保守及び撤去に要する全体の金額（税抜）

8　その他

(1) 委託料の支払いは、業務完了後（撤去完了後）に一括払いとする。

(2) ポスター掲示板設置期間中（設置から撤去までの期間）の事故等により破損した場合は、直ちに無償修理を行うこと。また、事故等による人的被害や物的被害等があった場合の費用等は、請負事業者が全額負担すること。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決定するものとする。